

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	管理提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
080010	学校の副校長等の必置義務の廃止	学校教育法第27条第2項、同条第5項、第37条第2項、同条第5項、第49条、第62条、第70条、第80条	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校には、設置者の判断で副校長を置くことができる。同様に幼稚園には、設置者の判断で副園長を置くことができる。	幼稚園の副園長や学校の副校長の必置義務を廃止する。これにより、幼稚園の副園長や学校の副校長は、幼稚園や学校の設置運営主体の判断で、置かないことも可能とする。(※「置かないこととする」ではない。)	幼稚園の副園長や学校の副校長を置かなければならないことになっているが、幼稚園や学校の設置運営主体の判断で、置かないことも可能とする。(※「置かないこととする」ではない。) 副園長・副校長を置かない、あるいは複数担任にすることで、人件費は確実に減るために、その厚いコストを、他に充てて教育を充実させることも可能だと思われる。副園長・副校長は直接に児童や生徒に接する機会が少ないので、これらを置かない場合にも児童・生徒への影響は最小限であると考えられる。	D	-	幼稚園の副園長及び小学校等の副校長については、置かないことができるため、現行規定により対応可能である。						105010	教育改革の会	東京都	文部科学省	
080020	優れた知識と技能を有する社会人を教員として迎え入れるための免許状である「特別免許状制度」における効力の拡大	教育職員免許法第9条第2項	教育職員免許法第9条第2項により、特別免許状は、授与した授与権者の置かれる都道府県教育委員会においてのみ有効です。	現在、授与された都道府県のみで有効であるが、全国に拡大する。	現在、学校卒業後のフリーターが増加し、学生の勤労観や職業観の育成が緊急の課題とされている。中学・高校の教育現場でも、学生達に経済を広く認識してもらい、経済活動を学ぶ中で自身の職業観や将来の夢などを形成するためのカリキュラムを取り入れる必要があるのではないかと考える。 その為により上記教育の推進を図る人材として、民間経験がある社会人を専門教員として登用。その採用にあたっては、「特別免許状制度」により採用されることになるが、より幅広く優秀な人材を安定的に確保するためには、授与要件を広くすることが必要だと考える。採用要件としての「学士の学位」保持を免除することで、経験実績を優先した人材の確保が期待できる。	C	I	特別免許状は、優れた知識経験を有する社会人を任命・雇用しようとする者からの推薦に基づき、授与権者たる各都道府県教育委員会が行う教育職員検定により、免許教科の内容すべてについて教授しうる専門性を有する者に授与される免許状であり、 ①地域や学校の実情等に応じて、学校教育の効果的な実施に必要な場合に授与される免許状であること。 ②各都道府県教育委員会の実施する教育職員検定により、授与するものであることから、その効力は当該都道府県に限られます。 なお、特別免許状は、一の都道府県のみでしか授与されないなどの規定はないため、あらためて他の都道府県で授与を受けることは可能であり、ある県で特別免許状の授与を受けて勤務された後、他県でも特別免許状の授与を受けて勤務されることも可能です。						106930	株式会社バノナグループ シャドーキヤビネット	兵庫県	文部科学省	
080030	優れた知識と技能を有する社会人を教員として迎え入れるための免許状である「特別免許状制度」における授与条件の緩和	教育職員免許法第5条第1項、教育職員免許法第6条第1項	教育職員免許法第5条第2項に、特別免許状は、教育職員検定により授与すると規定しており、同法第6条第1項に、教育職員検定は、人物・学力・実務及び身体について、授与権者たる各都道府県教育委員会が行うと規定しています。	授与要件として必須条件である、「学士の学位」を免除する。	現在、学校卒業後のフリーターが増加し、学生の勤労観や職業観の育成が緊急の課題とされている。中学・高校の教育現場でも、学生達に経済を広く認識してもらい、経済活動を学ぶ中で自身の職業観や将来の夢などを形成するためのカリキュラムを取り入れる必要があるのではないかと考える。 その為により上記教育の推進を図る人材として、民間経験がある社会人を専門教員として登用。その採用にあたっては、「特別免許状制度」により採用されることになるが、より幅広く優秀な人材を安定的に確保するためには、授与要件を広くすることが必要だと考える。採用要件としての「学士の学位」保持を免除することで、経験実績を優先した人材の確保が期待できる。	D	-	平成14年の教育職員免許法改正により、特別免許状の授与要件から「学士の学位」は撤廃されたため、提案の趣旨は、現行の規定で対応可能である。						106950	株式会社バノナグループ シャドーキヤビネット	兵庫県	文部科学省	
080040	幼稚園設置基準の緩和	教育職員免許法第3条第1項、幼稚園設置基準第1条	幼稚園設置基準第5条第1項により、幼稚園には、園長のほか、各学級ごとに少なくとも専任の主任教諭、指導教諭又は教諭を一人置かなければならないと定めています。教育職員免許法第3条第1項により、教育職員は同法により授与する相当の免許状を有する者でなければならずと定めています。	幼稚園を設置する際に必要な幼稚園教諭に、諸外国にて日本の幼稚園教諭免許に準じた資格を所有している者を対象にする	現在、認定幼稚園の教員は幼稚園教諭有資格者と定義されています。一方、日本全国に約300校あるPreSchool(英語幼児指導施設、平均3名をとも約10000人の園児がいると予想される)では海外の幼児指導有資格者は多数いるものの日本の幼稚園教諭有資格者ではないため、設置基準に適合しないと判断から認定はされません。諸外国の幼児指導有資格者に対して日本の幼稚園教諭資格と比較して準じていれば認定できるよう提案させていただきます	C	I	幼稚園設置基準において、幼稚園には園長のほか各学級ごとに少なくとも専任の主任教諭、指導教諭又は教諭を一人置かなければならないと定めており、教諭等の教育職員については、教育職員免許法において教育職員は同法により授与する相当の免許状を有する者でなければならずと規定しています。その目的は、教員の専門的能力について客観的、統一の基準を明らかにし、その資質の保持及び向上を図るためです。 免許状の授与要件は各国によって異なることから、外国で授与された免許状を我が国において有効な免許状とする制度はありませんが、同法第18条により「外国において授与された幼稚園教諭免許状に相当する免許状を有する者、(2)外国の学校を卒業若しくは修了した者、は各都道府県教育委員会が行う教育職員検定を受けることにより、幼稚園教諭免許状の授与を受けることが可能です。						107410	LAKESIDE INTERNATIONAL ACADEMY	千葉県	文部科学省	
080050	幼稚園設置における用地の借用の容認	幼稚園設置基準(昭和31年文部省令第32号)第2条、平成19年3月28日付文科高第756号文部科学省初等中等教育局長・高等教育局私学部長通知	幼稚園は、「特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上実質がない場合」は、他の学校等の施設及び設備を使用することができることとされている。	用地を借用し、幼稚園を設置する	過去においてPreSchoolは塾の延長と言った認識が一般に認知されており、当然のことながら補助対象の児童託児施設としての社会的地位はありません。当校では、児童を長時間預かる施設として園児は必須と考え約600名もの園児がありますが、全国でも非常に珍しい園児付きPreSchoolです。園費は全て自己資金で賄われてはならず、大規模での新設園舎は社会的地位から優りも困難であるため。(全国300校の内約20校はビルの一室やマンション内で開園し、一日の内の5～6時間を園児はそこで過ごすこの時期ではあつてはならない状況です) 認定幼稚園自己所有の土地であることが定められておりますが、園費が必須であることを勘案し、自己所有の土地で開園する事は補助対象外であることから非常に困難です。借用地での設置許可を提案致します	D	-	校地・校舎の借用に関しては、平成15年より「校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業」として構造改革特区区域における特例措置を認めていたが、平成19年に「校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業の全国展開について」(平成19年3月28日付文部科学省初等中等教育局長・高等教育局私学部長通知)により当該特例措置が全国展開されました。幼稚園の設置認可にあたっては、当該通知を踏まえた弾力的な取扱いが可能となっております。							107420	LAKESIDE INTERNATIONAL ACADEMY	千葉県	文部科学省

08 文部科学省(特区第14次 再検討要請回答).xls

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の 分類」の 見直し	「措置の 内容」の 見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	管 理 案 番 号 項	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係 府省庁
080110	高知県香美市におけるニホンカモシカ捕獲特区	文化財保護法第125条第1項	文化財保護法第125条第1項の規定により、史跡名勝天然記念物に關し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を得なければならないこととされている。	文化財保護法で特別天然記念物に指定されているニホンカモシカを、林業被害の軽減のために、保護地域(カモシカ)が設定されていない市町村が特定鳥獣保護管理計画(現在、都道府県のみが策定可能)を策定し、環境大臣から承認を得られれば、個体数管理の目的で捕獲できるような特区の設置をしていただきたいです。	今回提案する事業は高知県香美市における「ニホンカモシカ捕獲特区」です。ニホンカモシカは文化財保護法で指定された特別天然記念物であり、捕獲は認められていません。香美市においてはニホンカモシカによる雑林、天然林への被害が増加しており、防除を行っています。個体数を減少させなければ被害の見込みのない状態です。雑林木が被害を受けると、その木の生長は阻害され、市場価値が下落し、林家の収入に大きな影響を及ぼします。捕獲することで林業被害を軽減し、木材流通量の増加、林家の活性化につながるのではないかと考えられます。ニホンカモシカの個体数管理に関する調査を行ったところ、昭和30年にニホンカモシカが特別天然記念物に指定されて以降、個体数が回復し、農作物、雑林に被害を及ぼし始めたことから、昭和54年に文化庁、環境庁、林野庁の3庁の間で、カモシカの取扱いの基本政策を転換することに関する合意(3庁合意)が行われたことが分かりました。その際、①保護地域を指定し、生息環境の保全を含めてカモシカ個体群の安定的維持を図る。②保護地域外では状況に応じて個体数調整を含む適切な管理を行うという2点が確認されていたということです。3庁合意から29年を経た現在に至っても、四国内には①の保護地域が文化庁によって設定されておらず、そのため②の個体数調整を含む適切な管理が行えない状態になっています。このような状況を打開するために、今回の香美市における「ニホンカモシカ捕獲特区」を提案するものです。なお、採択を受けた場合には、香美市で独自の特定鳥獣保護管理計画(カモシカ)を策定して個体数管理を行うことを想定しています。	D	-	カモシカは、学術上貴重でわが国の自然を記念する天然記念物の中でも、世界的に又は国家的に価値が特に高いものとして、文化財保護法に基づき、特別天然記念物に指定されています。文化庁としては、こうした貴重なカモシカの保護と農林業への被害の防止の両立を図るため、被害対策として、国庫補助により、防護柵の設置や忌避剤の散布などへの支援を、地方公共団体に対して行っています。 カモシカの個体数調整については、このような対策を実施しても被害が軽減されない場合であって、当該地域における農林業への被害状況、カモシカの生息状況等の科学的なデータに基づく申請について、文化財保護法による現状変更の許可をすることができ、専門家(文化審議会)の審議に基づき、文化庁長官が行っており、平成19年度も岐阜・長野・愛知・静岡・岩手・群馬の各県でカモシカの個体数調整が行われています。 四国ではまだカモシカ保護地域の設定が完了していませんが、カモシカ保護地域の設定を予定している地域はほぼ特定しており、地元地方公共団体によりカモシカの生息状況等に関する調査も実施されています(設定予定地域には香美市の一部が含まれています)。そうした設定予定地域外であれば、既にカモシカ保護地域の設定が完了している他の地方公共団体と同様に、被害の状況や生息状況等に基づく申請があれば、文化庁長官による現状変更の許可により個体数調整を含む適切な管理を行うことが現在でも可能です。なお、現状変更の許可判断にあたっては、科学的根拠が必要であり、都道府県が策定する特定鳥獣保護管理計画はその条件を満たすものです。		貴省の回答によりますと、香美市の一部が保護地域の設定予定地域に含まれているということですが、被害の大部分がこの予定地域で起こっています。既に香美市内では防護柵の設置、忌避剤の散布を行っています。それでも被害は起こり続けており、軽減されていません。今回の提案では、保護地域に設定されると半永久的に個体数管理を行うことができないうことと念頭に置いています。これらを踏まえて、保護地域外設定区域におけるカモシカ捕獲について、ぜひとも前向きな検討をお願いしたいです。	C	-	カモシカ保護地域は、カモシカの分布密度・増生分布からみて重要な地域について、地域的な遺伝的変異を含めたカモシカの安定的維持繁殖を図る目的で設定されるものであり、カモシカ保護地域(設定予定地域)内でのカモシカの捕獲については、より慎重な判断が求められることについてご理解頂ければと思います。 なお、ご参考までに補足させていただきますと、ご提出いただきましたスズメの被害等(資料5)を専門家に確認していただいたところ、カモシカにおけるニホンカモシカ捕獲特区 によるものではなく、ニホンカモシカによるものである可能性が高いとのことと、当該地域における被害の多くはニホンカモシカによるものである可能性が高く、その防除と適切な管理を進められることが被害対策として有効と思われるものと、	高知県香美市におけるニホンカモシカ捕獲特区	1 0 3 4 0 1 0	個人	高知県	文部科学省 環境省